

自動化・遠隔化荷役機械の円滑な導入のためのガイドライン

港湾労働者の不足により安定的な港湾荷役の継続性が懸念される中、自動化・遠隔化荷役機械（以下「自動化荷役機械」という。）の円滑な導入は、海上輸送に頼る我が国にとって喫緊の課題である。

自動化荷役機械の導入に当たっては、関係する港湾運送事業者（元請・作業会社）の十分な理解と協力の下に進めることが肝要である。

港湾現場における調和ある自動化等の推進の観点から、港湾運送事業者は、それぞれの現場の実情に応じて、以下の基本的考え方及び施策案を踏まえ、作業会社の懸念の払拭に努め、雇用の安定及び円滑な事業運営の両立を図ることが求められる。

なお、本ガイドラインは、港湾荷役の円滑な自動化を目的とするものであり、特定事業者への排他的な取引や競争制限を意図するものではなく、各事業者の自主的かつ合理的な経営判断を前提とするものである。

また、自動化荷役機械の導入は各ターミナル単位で行われることから、導入検討に当たっては、国が中心となり、港湾運営会社、港湾管理者、借受者、関係する元請及び作業会社等で構成する協議会を設け、本ガイドラインに沿って必要な協議、情報共有を行うものとする。

【基本的考え方】

- ・ 自動化荷役機械の導入は、港湾荷役の安全性・生産性の向上及び港湾機能の持続性確保を目的とするものであり、作業会社の排除や港湾労働者の縮減を目的とするものではないこと。
- ・ 元請及び作業会社は、自動化の進展による業務内容の変化を共有し、役割分担の見直しや新たな業務の創出を通じて、港湾労働者の雇用の維持・安定及び円滑な配置転換に配慮すること。
- ・ 自動化荷役機械の導入に当たっては、一方的な判断を行うことなく、十分な説明及び協議を行い、元請及び作業会社の相互理解と信頼関係の構築を図ること。
- ・ 導入後においても、協議会において運用状況や課題を適宜把握し、現場の実態を踏まえた柔軟な見直しを行うこと。

【協議会の役割】

- ・ 自動化荷役機械を導入しようとする場合は、国が中心となり、導入するターミナルに係る港湾運営会社、港湾管理者、借受者、元請及び作業会社その他関係者で構成する協議会を設置する。
- ・ 協議会では、自動化荷役機械の導入計画及び保有体制、雇用確保（配置転換を含む）、安全対策、非常時対応等に関する事項について、労働関係法令や関係する労使協定に十分配慮しつつ、必要な協議及び情報共有を行い、関係者間の共通理解の形成を図る。
- ・ 自動化荷役機械の導入後においても、適時、協議会において、情報共有及び意見交換を行い、必要に応じて課題の整理及び改善の方向性について認識の共有を図る。

【施策案】

- ・ 遠隔操作 RTG、AGV、自動運転トレーラー等の自動化荷役機械について、元請と作業会社等が共同して保有すること、元請及び作業会社等で役割分担の上で保有すること、又は第三者（リース会社・SPC 等）で保有することなど、多様な形態を選択肢として検討することが望ましい。共同保有等を採用する場合には、出資比率や設備利用条件等について、透明性、合理性の確保に努める。なお、作業会社の投資余力の確保等の観点から、場合によっては、当事者間の合意に基づき、元請が作業会社に出資することもあり得る。また、共同保有等の枠組みの導入に当たっては、各事業者の経営の自主性及び事業リスクの分担に十分配慮する。
- ・ 自動化に伴い作業量の増加又は業務内容の変化が見込まれるラッシング作業、荷役機械やゲートの遠隔監視等の港湾区域内で行われる業務や、自動化荷役機械の点検、保守、修理等のメンテナンス業務について、作業会社の雇用の安定に配慮しつつ、当該業務について作業会社が受注できる機会の確保及び継続的な参画が図られるよう努める。
- ・ システム障害、災害等により自動化荷役機械が使用できない場合に備え、各ターミナルの実情を踏まえ、人力による対応が可能となる必要な範囲の設備と港湾労働者を確保する。港湾の事業継続計画（BCP）の観点から、港湾労働者の継続的な確保及びその技能維持に配慮する。

【その他】

- ・ 一定規模以上の自動化荷役機械の国からの導入支援補助の要件に、協議会における協議状況、雇用確保への配慮、事業実施体制の透明性等を踏まえた自動化荷役機械の導入計画及び雇用確保策の提出を要件とすることとする。